

一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

規 定 集



平成25年6月



写真提供：共同企画

事務局

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1丁目7番12号

サピアタワー8F

電話：03-6266-9778

F a x：03-3211-4446

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会

規定集目次

規 定

1. 日本リトルシニア中学硬式野球協会規定	1
2. 日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会規定	9
3. 日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会規定	11
4. 林和男旗杯国際大会兼連盟創立記念全国選抜野球大会規定	13
5. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 大会規定細則 運営要項	15
野球特別規則	19
6. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 総務部会細則	22
7. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 競技、審判部会細則	24
8. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 財務、渉外部会細則	26
9. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 慶弔規定	28

書 式

10. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 登録申請書	29
11. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 選手登録書	30
12. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 追加選手登録書	31
13. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 大会選手登録書	32
14. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 指導者変更願い	33
15. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 登録選手変更願い	34
16. 第 回日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会出場チーム届出書	35
17. 第 回日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会出場チーム推薦書	36
18. 第 回林和男旗杯国際大会兼連盟創立記念全国選抜野球大会出場チーム推薦書	37
19. 海外遠征、国際親善野球試合、他団体との野球試合許可申請及び報告	38
20. 海外遠征、国際親善野球試合、他団体との野球試合許可申請書	39
21. 海外遠征、国際親善野球試合、他団体との野球試合報告書	40
22. 選手不足による大会参加の特別措置について	41
23. 選手不足による大会参加の特別措置に伴う合同チーム大会登録書	42

取扱要綱

24. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 協会章取扱要綱	43
25. 日本リトルシニア中学硬式野球協会 協会旗、連盟旗、チーム旗取扱要綱	44

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会規定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の主たる事務所を、東京都千代田区に置く。

2. 理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、日本国内の野球を愛好する中学生に硬式野球を正しく指導し、国際的スポーツマンとして社会性を養い、強健な身体と健全な精神を涵養し、世界平和の基礎をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 中学硬式野球の全国的な各種国内野球大会の開催
- (2) 中学硬式の野球競技に関する各種国際大会、国際親善試合開催及びこれに対する代表選抜選手の選考及び派遣
- (3) 各地域連盟への助成及び指導並びに監督
- (4) 中学硬式野球に対するリトルシニア野球の指導、普及
- (5) 中学硬式野球の調査、研究
- (6) 中学硬式野球に係る指導者及び審判の養成
- (7) 会報の発行及びその他野球に関する刊行物の発行
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

(組織)

第5条 本協会は、加盟各連盟を以って組織する。

2. 本協会に加盟を希望するチームは、各連盟及び本協会に加盟するものとする。
3. 本協会に加盟する指導者及び選手は、本協会に登録された者に限るものとし、他団体との二重登録は認めない。

第6条 各連盟は、次の7地区に分けるものとする。

北海道 東北 信越 関東 東海 関西 九州

2. 本協会は、理事会の決議を経て必要な地に各連盟を設けることが出来る。

3. 各連盟は、規定を作り理事会に報告するものとする。各連盟の規定、細則等は、本協会の各規定に沿うものとする。

(加盟チーム)

第7条 加盟チームは、本協会に加盟登録金を納入しなければならない。

2. 加盟チームは、選手、会長、事務局長、指導者等の傷害、賠償責任を補償するスポーツ保険に加入しなければならない。ただし、会長、事務局長及び指導者等については加盟登録金納入と同時に本協会指定の賠償責任保険に加入しなければならない。

3. 加盟チームは、本協会の定めたワッペン、チーム旗を使用しなければならない。

(退会)

第8条 本協会の加盟チームは、次の各号に該当するときは退会したものとみなす。

(1) 解散等により各連盟を退会したとき。

(2) 登録金を納入しないとき。

(懲戒)

第9条 加盟チーム及びその構成員が、本協会の名誉を毀損又は趣旨目的に反するような行為のあったときは、各連盟が警告、謹慎、出場停止等又は除名の処分を行い本協会に報告する。

2. 第1項について、各連盟で対処できない場合は、本協会にて理事会の決議により警告、謹慎、出場停止等又は除名の処分を行うことが出来る。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本協会には評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、4年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3. 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員の報酬は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年会計年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会を招集するときは、評議員会の7日前までに、会の日時、場所及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、評議員の承諾を得た場合には、電子メール等電子媒体により通知を発することができる。
4. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において互選する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を以って行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4. 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員の議事については議事録を作成し、主たる事務所に10年間保管しなければならない。

2. 前項の議事録については、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 本協会に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	1名～2名
専務理事	1名～2名
常務理事	1名～3名
理事	8名～25名(理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び事務局長を含む)
事務局長	1名
監事	1名～2名

(役員を選任)

第23条 理事は、各連盟において選出した候補者及び理事長が推薦した候補者から、評議員会の決議によって選任する。各連盟毎の理事割り当て数は、チーム数の按分によるが最低各連盟2名とする。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 副理事長は、理事長が推薦し、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 専務理事・常務理事は、理事長が推薦し、理事会の決議によって理事の中から選定する。
5. 監事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得た者を、評議員会の決議によって選任する。
6. 事務局長は、理事の中から理事長が任命する。

(顧問)

第24条 本協会に顧問を置くことができる。

顧問は、理事長が推薦し、理事会の承認を得てこれを決定する。

(任期)

第25条 役員は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、選任後2年以内にチーム会長、副会長、事務局長の役職を退任する。
3. 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで職務を行う。
4. 役員は、満75歳を以って定年とする。ただし、任期中に満75歳になった場合は任用期間を全うする。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(欠員補充)

第 27 条 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、この規定で定めるところにより職務を執行する。

2. 理事長は、本協会を代表し、業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
4. 副理事長、専務理事及び常務理事はこの規定の定めるところにより本協会の業務を分担執行する。
5. 事務局長は、理事長の命を受けて職務を執行する。
6. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2. 監事は、事業報告及び収支決算の監査を行う。
3. 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問の職務及び権限)

第 30 条 顧問は、理事長又は理事会の要請に応じ必要な助言ができる。

(役員等の報酬等)

第 31 条 理事は無報酬とする。ただし、事務局長については第 33 条により別途定める。

2. 監事に対しては、評議員会において別に定める総額と支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 事 務 局

(設置及び任免)

第 32 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設け別途定めた事務局長及び所定の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

(組織及び運営)

第 33 条 事務局の組織及び職員の給与を含めた運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第 8 章 理事会及び常務会

(理事会)

第 34 条 理事会は、すべての理事を以って構成する。

2. 理事会は、次の事項を行う。
 - (1) 事業計画及び予算の承認。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認。

- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職。
- (4) 本規定の改正。
- (5) 本協会が主催する大会の運営に関する事項の審議。
- (6) その他本協会の運営上必要と認められる事項の審議。

(常務会)

第 35 条 常務会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を以って構成する。

2. 常務会の議長は、案件に応じ必要な役員を招集することができる。
3. 常務会は、次の事項を審議する。
 - (1) 理事会に提案する議題の審議及び確認。
 - (2) 緊急を要する議題を審議し、決定執行する。ただし、事後において理事会に報告する。

(議長)

第 36 条 理事会及び常務会の議長は、理事長がこれにあたる。なお、理事長が欠席の場合には、副理事長が代行する。

(開催)

第 37 条 定例理事会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2. 定例常務会は、毎年春、秋の 2 回開催する。

(招集)

第 38 条 理事会及び常務会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
3. 臨時の理事会及び常務会は、理事長が必要と認めたとき、または理事会は理事の過半数、常務会は副理事長、専務理事及び常務理事の過半数の請求があったときはこれを招集する。
4. 理事会及び常務会を招集するときは、開催日の 7 日前までに会の日時、場所及び各会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、専務理事、常務理事及び理事の承諾を得た場合には、電子メール等電子媒体により通知を発することができる。
5. 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数及び議決)

第 39 条 理事会は、過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

2. 常務会は、過半数が出席しなければ開くことが出来ない。ただし、委任状を以って出席とみなす。
3. 理事会、常務会各々の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事又は常務会構成員を除く理事又は常務会構成員の過半数の同意を必要とする。
4. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については議事録を作成し、主たる事務所に 10 年間保管しなければならない。

2. 前項の議事録については、議長、監事及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

第 9 章 専門部会

(専門部会)

第 41 条 本協会常務会のもとに事業運営上次の専門部会をおき、その分担に応じて部会の運営にあたる。

- (1) 総務部会
 - (2) 競技、審判部会
 - (3) 財務、渉外部会
2. 各部会の細則は、別に定める。
 3. 各部会の施行に必要な経費については、本協会の当該年度予算を以ってあてる。

第 10 章 大会参加等

(大会参加等)

第 42 条 本協会に加盟チームは、次により開催する大会、試合に限り参加することが出来る。

- (1) 本協会の主催するもの。
- (2) 各連盟の主催するもの。
- (3) 本協会が主管、共催又は後援するもの。
- (4) 海外遠征、国際親善野球試合及び他団体（他の野球団体等）との大会参加については、本協会に届け出て許可を得たもの。
ただし、他団体（他の野球団体等）に所属するチームとの交流試合については、実施後各所属連盟に速やかに届け出るものとする。
- (5) 本協会に所属するチーム間の試合で、それぞれの責任者の管理の下に行われるもの。
- (6) 本協会及び各連盟の主催する大会には、連盟理事長、各チームの会長及び事務局長のベンチ入りはできない。

第 11 章 会 計

(資産の構成)

第 43 条 本協会の会計は、各連盟に加盟するチームの登録金、本協会の事業に伴う収入、資産から生じる収入及び寄付金その他の収入を以ってこれにあてる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に財務、渉外部会が作成し、理事長の確認を得たうえ、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財務、渉外部会が作成し、

理事長の確認を得たうえ正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び貸借対照表の附属明細書、事業報告、同附属明細書並びに会員の移動報告とともに監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の承認を受けた書類のうち、財産目録、貸借対照表及び事業報告については、定時評議員会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類及び監査報告書を主たる事務所に5年間据え置く。

(会計年度)

第46条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第12章 規定の変更及び解散

(規定の変更)

第47条 この規定は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

(解散及び残余財産の処分)

第48条 本協会は、本協会の目的たる事業の継続が不可能となった場合には解散する。

2. 前項により解散する場合は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

3. 解散の時に存する残余財産の処分については、理事会の同意を経たうえで、評議員会が決議する。

4. 残余財産は、前項の決議を経て、定款第37条に従って帰属先が決まる。

第13章 附 則

(施行)

第49条 この規定は、平成8年6月1日より施行する。

制定 昭和49年6月7日

改正 昭和55年9月30日

〃 平成8年6月1日

〃 平成13年5月12日

〃 平成24年10月1日

〃 平成25年6月1日

(細則)

第50条 この規定施行についての各大会規定及び細則は、理事会の決議を経て別に定める。

2. 前項各大会規定及び細則の改廃については、理事会の決議による。

日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会規定

(名称)

第1条 この大会は、第 回日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会（以下「本大会」という。）と称する。

(主催)

第2条 本大会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）が主催する。

(本大会及び連盟大会)

第3条 本大会は、各連盟のもとで大会を行い、決定した各連盟代表チームにて実施する。

2. 各連盟大会は、本大会に出場するチームを決定するため各連盟単位で行う。

(会場)

第4条 本大会は、東京都神宮球場他都内及び近接県の野球場とする。

2. 各連盟大会の会場は、各連盟で決定する。

(会期)

第5条 本大会は、毎年8月上旬頃開催する。

2. 各連盟大会は、本大会決定期限迄の、土、日曜日及び休日を利用して行うことを原則とする。

(大会運営)

第6条 本協会並びに関東連盟によって選考された委員で運営委員会を設け、大会委員長のもとに運営にあたる。

(試合方法)

第7条 本大会、各連盟大会ともトーナメント方式で行う。

2. 各連盟大会の試合方法は、本大会に準じ各連盟で決定する。

(試合規則)

第8条 試合規則は、公認野球規則及びこの規定による。

(審判)

策9条 審判員は、競技、審判部会が推薦し運営委員会で承認し、理事長が委嘱した者とする。

(参加資格)

第10条 大会への参加者資格は、大会が開催される年の6月末日迄に本協会に選手登録を行い、登録を認められた者に限る。

(参加数)

第11条 参加数は、予め本協会において各連盟別参加数を決定し通知する。

(登録選手数及び変更)

第12条 本大会は、1チーム10名～25名以内とする。

2. 選手の登録変更は、所定の用紙に変更理由を記載し、監督主将会議の開始時刻前迄に大会本部に提出すれば認める。それ以降の変更は認めない。
3. 選手の登録変更については、怪我等による選手変更は認めるが、新規に選手を増やすことは認めない。
4. 監督が不在の時は、登録コーチが指揮を執り、その旨を当日試合開始前に各球場本部に口頭で伝える。スコアラーの変更も同様に口頭で伝えるものとする。

(費用)

第 13 条 本大会及び各連盟大会とも、大会参加チームの旅費、滞在費の支給及び補助は行わない。

(表彰)

第 14 条 本大会の優勝、準優勝及び第 3 位チームには、優勝旗、優勝杯、準優勝杯及びそれぞれのメダルを授与し、表彰を行う。

2. 優勝旗、優勝杯及び準優勝杯は、翌年の同大会で返還するものとし、その際レプリカを贈る。返還迄は当該チームで保管するものとする。
3. 各連盟大会の表彰は、本大会に準じ各連盟で決定する。

(大会規定細則)

第 15 条 本大会の大会規定細則（運営要領、野球特別規則）は別に定める。

(その他)

第 16 条 本大会出場チームの引率責任者は、大会中の選手の行動並びに応援等について責任を持ち、チームを管理しなければならない。

附 則

この規定は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

改正 平成 13 年 5 月 12 日

〃 平成 24 年 10 月 1 日

〃 平成 25 年 6 月 1 日

日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会規定

(名称)

第1条 この大会は、第 回日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会（以下「本大会」という。）と称する。

(主催)

第2条 本大会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）が主催する。

(会場)

第3条 大阪府下及びその周辺の球場とする。

(会期)

第4条 毎年3月下旬から4月上旬とする。

(大会運営)

第5条 本協会並びに関西連盟によって選考された委員で運営委員会を設け、大会委員長のもとに運営にあたる。

(試合方式)

第6条 トーナメント方式で行う。

(試合規則)

第7条 試合規則は、公認野球規則及びこの規定による。

(審判)

第8条 審判員は、競技、審判部会が推薦し運営委員会で承認し、理事長が委嘱した者とする。

(参加資格)

第9条 大会への参加者資格は、本協会に選手登録を行い、登録を認められた者に限る。

(参加数)

第10条 参加数は、予め大会運営委員会において各連盟別参加数を決定し通知する。

(出場チーム選考基準)

第11条 出場チームは本協会の目的を理解し、これに違反しないチームとする。

2. 出場チームは、チームの品位、技能ともリトルシニア野球にふさわしいもので、各連盟から推薦された候補チームの中から、地域的な点も考慮して選考する。
3. 出場チームの技能については、各連盟が主催した秋季大会等の試合成績を勘案するが、勝敗のみにこだわらず、その試合内容等を参考とする。
4. 本大会は、予選大会をもたないことを特色とする。

(登録選手数及び変更)

第12条 1チーム10名～25名以内とする。

2. 選手の登録変更は、所定の用紙に変更理由を記載し、監督主将会議の開始時刻前迄に、大会本部に提出すれば認める。それ以降の変更は認めない。
3. 選手の登録変更については、怪我等による選手変更は認めるが、新規に選手を増やすことは認めない。
4. 監督が不在の時は、登録コーチが指揮を執り、その旨を当日試合開始前に各球場本部に口頭で伝える。スコアラーの変更も同様に口頭で伝えるものとする。

(費用)

第 13 条 大会参加チームの旅費及び滞在費の支給及び補助は行わない。

(表彰)

第 14 条 優勝、準優勝及び第 3 位チームには、優勝旗、優勝杯、準優勝杯及びそれぞれのメダルを授与し、表彰を行う。

2. 優勝旗、優勝杯及び準優勝杯は、翌年の同大会で返還するものとし、その際レプリカを贈る。返還迄は当該チームで保管するものとする。

(大会規定細則)

第 15 条 本大会の大会規定細則は、本協会大会規定細則を準用する。

(その他)

第 16 条 本大会出場チームの引率責任者は、大会中の選手の行動並びに応援等について責任を持ち、チームを管理しなければならない。

附 則

この規定は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

改正 平成 13 年 5 月 12 日

〃 平成 24 年 10 月 1 日

〃 平成 25 年 6 月 1 日

林和男旗杯国際大会兼____連盟創立記念全国選抜野球大会規定

(名称)

第1条 この大会は、第 回林和男旗杯国際大会兼____連盟創立記念全国選抜野球大会(以下「本大会」という。)と称する。

(開催目的)

第2条 故林和男氏の功績と理念精神を後世に残し、各連盟の発展を願い、より一層のリトルシニア野球の普及と拡大を図り、地域へのPR、併せて各連盟創立の節目を祝うことを目的とする。

(開催申請及び報告)

第3条 本大会を開催する連盟は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会(以下「本協会」という。)へ大会開催要項案を提出し、理事会の承認を得なければならない。

1) 大会開催要項案に記載する事項

期間、日程、会場、後援、協賛、会運営、経費、その他

2) 大会終了後の報告事項

大会成績結果、運営状況、収支報告書、その他

(大会運営)

第4条 大会運営は、大会を主管する各連盟がこれにあたる。

(試合方式)

第5条 試合方式は、トーナメント方式で行う

(試合規則)

第6条 試合規則は、公認野球規則及びこの規定による。

(審判)

第7条 審判員は、原則として主管する各連盟審判部があたる。

(参加数)

第8条 大会への参加チーム数、選抜招待チームについては、各連盟の事情等を勘案し、主管する連盟が決定する。

(登録選手数及び変更)

第9条 1チーム10名～25名以内とする。

2. 選手の登録変更は、所定の用紙に変更理由を記載し、監督主将会議の開始時刻前迄に、大会本部に提出すれば認める。それ以降の変更は認めない。

3. 選手の登録変更については、怪我等による選手変更は認めるが、新規に選手を増やすことは認めない。

4. 監督が不在の時は、登録コーチが指揮を執り、その旨を当日試合開始前に各球場本部に口頭で伝える。スコアラーの変更も同様に口頭で伝えるものとする。

(費用)

第 10 条 大会参加チームの旅費及び滞在費の支給及び補助は行わない。

(表彰)

第 11 条 優勝、準優勝及び第 3 位チームには、優勝杯、準優勝杯及びそれぞれのメダルを授与し、表彰を行う。

(大会規定細則)

第 12 条 本大会の大会規定細則は、本協会大会規定細則を準用する。

(その他)

第 13 条 本大会出場チームの引率責任者は、大会中の選手の行動並びに応援等について責任を持ちチームを管理しなければならない。

附 則

この規定は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

改正 平成 13 年 5 月 12 日

〃 平成 24 年 10 月 1 日

〃 平成 24 年 6 月 1 日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会 大会規定細則

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）の主催する大会全ての運営が、円滑に運ばれることを目的として、ここに大会規定細則（運営要項、野球特別規則）を定める。各チームの指導者は、大会参加にあたり、本細則を熟読し、大会の運営に協力すること。

運 営 要 項

- (1) 本協会の主催する野球大会に出場する各チームは、必ず成人である責任者が引率し、大会中選手の全ての行動、並びに応援等に対し責任をもち、チームを管理しなければならない。
- (2) 選手数が不足している（8人以下）2チーム以上の「合併チーム」或いは近隣チームから選手を借り入れての「他チーム選手応援チーム」が本協会の主催する野球大会に参加することを認める。詳細は「選手不足による大会参加の特別措置について」参照。
- (3) 大会中、不慮の負傷・疾病に対して主催者（各球場大会本部）は、応急手当を施すがそれ以上の責任は負わない。
- (4) 本協会の主催する野球大会に出場する各チームの選手、監督、コーチは、必ず所定のワッペンを左の肩口に付けた同一のユニフォーム（帽子、アンダーシャツ、靴下、ストッキング、靴、ウインドブレーカーを含む）を着用し、選手の背番号は1～25、監督は30 コーチは40、50、60、70を付けること。なお、スコアラーはスポーティーな服装とする。
- (5) ベンチ内には、登録選手25名以内と登録した監督、コーチ（2名）、スコアラーの他は入れない。
- (6) 各試合は、天候並びに球場の都合によって、試合開始を予定時刻よりも早めることがある。
- (7) 各チームは、試合開始時刻40分前に球場に到着し、本部に選手登録書（選手登録証「カード」を含む）を提出し、大会役員又は審判員による確認を受け、その後所定のメンバー用紙を受け取る。なお、試合終了時は、選手登録書（選手登録証「カード」を含む）を引き取ること。大会本部は試合終了後、引き取りのない選手登録書の責任は負わない。
- (8) 各チームの主将は、試合開始時刻30分前、または前試合5回終了後（コールドゲームのときは試合終了次第）所定のメンバー表4通を本部に提出し、同時に審判員立ち会いのもとで、攻守を決定する。
- (9) ベンチサイドは、大会組合せ抽選番号の若い方を1塁側とする。
- (10) ノック時間は、7分以内とするが、大会運営の都合により時間を短縮したり、ノック無しで試合を開始することもある。なお、ノック時のボールボーイは、危険防止のため必ずヘルメットを着用する。

- (11) 攻撃側チームは、各イニングの先頭打者とベースコーチはミーティングに参加せず、所定の位置につくこと。
- (12) 次試合のチームの先発バッテリー1組に限り、前試合の5回終了時からブルペンに入って投球練習を行うことができる。
- (13) 試合進行を速めるよう配慮し、攻守交代は全速力で行うこと。
ボールまわしは内野手1回とし、投手への返球は原則としてその守備位置から行うこと。
なお、試合の進行上、また、天候状況によっては審判員の判断で変更することがある。
- (14) 捕手は、投手に返球したり野手に声を掛けるために、1球毎にホームプレートの前に出ないこと。
- (15) グランド内に入る選手、監督、コーチは、ウインドブレーカーの着用を禁止する。
プレイ中の選手は勿論、ブルペンで練習中の投手・捕手も含む、また、グラウンドに出ている選手はユニフォームの下に着込んでもいけない。
ただし、ダッグアウト内及び走者となった投手は除くほか、降雨等の場合は、審判員の判断により許可することもある。
- (16) 球場内で選手、監督、コーチ及びスコアラーのサングラス使用を禁止する。ただし、外野手は太陽光が眩しくてプレイに支障がある場合、審判員の許可を得て、全体が黒色系のものに限り使用することができるが、ミラー及びガラス製のものは使用できない。
なお、偏光眼鏡の使用は、事前に大会本部へ届け出ること。
- (17) 長髪や茶髪及び髭^{ひげ}、ピアスをした選手、監督、コーチ及びスコアラーは、ベンチに入れさせないこともあるので、整髪し清楚な恰好で大会に臨むこと。
- (18) ベンチ内で携帯マイクの使用は禁止する。監督に限りメガホンの使用を認める。
- (19) 審判や相手方選手に対する個人攻撃の野次は、ベンチ内選手はもとより、応援者もこれを禁止する。なお、ベンチ及び応援者のマナーについては、大会役員及び審判員が監督経由で注意することができる。
- (20) ベンチ内で携帯電話、タブレット端末やパソコン等電子機器を持ち込み、外部と情報交換することを禁止する。

監督、指導者に対する注意事項

- (1) 監督、主将会議で説明または定められた事項は、チーム全員に徹底させること。
- (2) 監督、コーチは出場選手に対し中学生らしい態度で試合を行うように指導することは勿論、選手への体罰は厳禁とする。
- (3) 試合中監督、コーチ及びスコアラーは、特別の理由の無い限りみだりにベンチ、又はダッグアウトを離れないこと。

- (4) 試合中および練習中に、指導者が選手に対し、暴力などの行き過ぎた指導があれば、連盟より厳しい処置を科す場合がある。
- (5) 如何なる理由があっても、監督は判定を不服として試合中に選手をグラウンドよりベンチに引揚げさせてはならない。公認野球規則 4.15 を適用する場合もある。
- (6) 監督は、自チームの応援団の行為について責任を持つこと。
- (7) 応援団の用具はメガホンのみ認め、鐘、太鼓、笛やペットボトルなどの鳴り物は禁止する。また、投手が投球動作を起こすと同時に、歓声を上げることがあるが、その度合いが過ぎると判断したときは、当該審判員または大会役員が監督経由で注意を与えることがある。
- (8) 監督、コーチ及び選手はスタンドの応援団とみだりに私語を交わしてはならない。

選手に対する注意事項

- (1) 選手は、常にスポーツマンらしいきびきびとした動作でプレイすること。
- (2) 試合開始及び終了時の挨拶に、両チーム選手間で奇声を発しないこと。また、本部及び相手方ベンチ前に行って挨拶しないこと。
- (3) 3アウト後、試合球は投手板付近に置くこと。雨天時は審判員に渡すこと。
- (4) 球審からボールを受け取る投手、予備ボールを手渡す選手及びバッターボックスに入る打者は、その都度球審に礼をしなくてもよい。
- (5) 試合開始時と終了時に両チームは、ホームプレートをはさんで整列し、審判員の指示で礼を交わすこと。
- (6) リストバンド、リストガードの使用を禁止する。
- (7) マウスピースは、白色又は無色透明なものに限り着用を認める。

宿舎での注意事項

1. 一般事項

- (1) 大会期間中各チームは、引率責任者及び伝達事項を受ける責任者を定め、大会期間中の連絡場所等（宿舎、電話番号、部屋番号、その他必要事項）を記載し、大会本部へ届け出ること。
- (2) 宿舎での貴重品等の管理は、各チームで責任を持って行うこと。フロントに預けない物については、全てチームまたは本人の責任とし、大会本部及び宿舎は責任を負わない。

2. 選手への注意

- (1) 試合中は勿論のこと宿舎内においても、各連盟の代表チームであること、リトルシニアの選手であると同時に、中学生であることを十分に自覚し、他の範となる良識ある行動をとること。
- (2) 宿舎は一般の宿泊者も同宿しており、宿舎内においては他の迷惑とならないよう、特に次のことに留意すること。

ア. 廊下では、駆けたり大声を発しない。

イ. エレベーターの利用にあたっては、割り込みをせず、他に先を譲るゆとりを持ち、出来る限り階段を利用すること。

ウ. 入浴にあたっては、悪ふざけをしないで浴槽及び脱衣所を清潔にすることを心がけ、濡れたまま上がらないこと。

エ. 食堂へは、清潔な服装で入場し、余分な物を持ち込まないこと。

オ. 室内は、常に整理、整頓、清掃を心がけること。

野球特別規則

(不戦敗)

- (1) 試合開始予定時刻に不在チーム及び規定の登録書（登録証も含む）未提出のチームは、不戦敗とする。

(競技場特別ルール)

- (2) 競技場に特別ルールのあるとき審判員は、各試合前に監督立ち会いのもとにこれを告知し競技にあたらなくてはならない。
- (3) 各大会において球場使用時間制限等がある場合、その当日の最終試合は制限時間まで1時間45分あれば試合を行う場合もある。

(コールドゲーム)

- (4) 各試合は、7回戦とし5回終了をもって正式試合とし、5回以降7点差以上の場合、コールドゲームとする（ただし、決勝戦はコールドゲームを適用しない）。

(時間制限と試合成立の関係)

- (5) 試合は2時間制限試合とし、5回以降試合開始から2時間を超えては新しいイニングに入らず、制限時間に達した時点でのイニング（表裏）を最終回とし、そのイニング終了時点で同点の場合は、それ以降はタイブレーク方式を採用する（ただし、決勝戦は2時間制限試合を適用しない）。
 - ①試合が成立するのは5回終了なので、4回以前に2時間が経過した場合でも5回までは継続して行う。
 - ②5回以降、後攻チームがリードしている試合で、後攻チームの攻撃中に2時間に達した場合はその時点で試合を打ち切り後攻チームの勝利とする。
 - ③同じく後攻チームがリードしている試合で、先攻チームの攻撃中に2時間に達し、後攻チームのリードのまま先攻チームの攻撃が終了した場合は、その時点で試合を打ち切り、後攻チームの勝利とする。

(中断)

- (6) 2時間の制限時間において、次の場合による中断は試合時間に計測しない。
 - ①けが等により、選手の治療を要する時間。
 - ②降雨、雷等の荒天により、試合続行が不可能な場合
 - ③その他不測の事態により、審判員が必要と認めたもの

(延長戦)

- (7) 7回終了時同点かつ2時間以内の場合は、延長戦に入るが延長は9回か制限時間までとし、なお同点の場合はタイブレークに入る。一死満塁で打者は前回正規に打撃を完了した次の打順の打者とする。走者は前項による打者の前の打順の者が一塁走者、その前の打順の者が二塁走者、三塁走者は二塁走者の前の打順の者とする。この場合の代打、代走は認められる。タイブレーク方式は3イニングまで継続できるが未決着の場合は抽選とする。抽選は審判員が○×其々9個のくじを用意し、最終守備、攻撃の18人がくじを引き○の多かったチームを勝ちとする。なお、7回を終了し延長回の途中及びタイブレーク中に試合続行不可能になった場合は、試合を中断し抽選とする。

(特別継続試合)

- (8) 降雨、日没その他の理由により試合続行が不可能となった場合は後日、前の試合の回と経過時間を引き継ぎ特別継続試合を行う。ただし、7回終了時同点の場合は、延長戦を省きタイブレークに入る。（特別継続試合の日程等は本部で決定する）

(危険防止措置)

(9) 選手は、打者、走者とも危険防止の為、必ず両耳付きヘルメットを着用のこと（ボールボーイを採用している場合も同様とする）。

また、捕手は、必ずバイク（急所防具）及び捕手用具を着用のこと（投球練習及びブルペンにおいても同様とする）。

(10) 金属製バット及びヘルメットは、公認されたものを使用し、バットリング、鉄棒は、球場への持込みを禁止する。

(11) 次打者若しくは正規の代打者は、自身の安全のため自軍のウエーティングサークル内に低い姿勢で待ち、守備を妨害するような行為をとってはならない。

(投手)

(12) 投手は、投手板に触れている状態で片方の手を下におろし、捕手からのサインを受けなければならない。セットの姿勢でサインを見る場合は、片方の手を下におろして身体の横につけていなければならない。

(打者)

(13) 打者は、みだりにバッターボックスを出ることは許されない。たとえタイムを要求しても、審判員がタイムを宣告しない時はインプレーとする。

(臨時代走)

(14) 試合中選手に不慮の事故が起き、攻撃側チームより臨時代走（コーティシーランナー）の申し出があった時、審判員がその必要を認めれば、守備側チーム監督に事情を説明して許可する。臨時代走者は、事故のあった走者より打順が一つ前位のプレーヤーを選ぶこととし（但し投手は除く）、代走はその場限りとする。守備側チームによる指名権はない。

(ラフプレー)

(15) 選手の安全を守るため、故意に相手方選手を傷つけるような行為があった場合は、当該審判員の判断により、その選手を退場させることがある。

(ハーフスイング)

(16) ハーフスイングの裁定については、公認野球規則 9・02 (c)〔原注 2〕を適用する。

①捕手は、打者を指し口頭で‘スイング’‘振った’と球審に要請することができる。

②捕手が一塁や三塁塁審に対して直接指さし、リクエストはできない。

③また、監督は打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することが出来る。

(監督の抗議及び通告)

(17) 監督、コーチ及び選手は、ストライク・ボール、アウト・セーフ及びフェア・ファールボールの判定について、いかなる異議も申し立てることは出来ない。

(18) 抗議及び選手交代の通告は、必ず監督が行う。監督不在の場合は、大会規定に定めた監督代行者が代行する。なお、抗議については公認野球規則による。

(審判員の裁定)

(19) 監督の抗議は、当該審判員が規則適用の誤りを犯している場合は抗議できる。ただし、控え審判員を含む審判員の合議の裁定は最終判定となる。

(20) 審判員は、この規則に明確に規定されていない事項に関して、自己の裁量に基づいて裁定を下す権能が与えられている（公認野球規則 9・01(c)）。

(監督の指示及び野手が投手のもとに集まれる回数制限)

- (21) 監督が1試合(7イニングス)に投手のもとへ行ける回数を2回までとする。ただし、投手を交代させた場合は回数として数えない。時間は審判がタイムを宣告後30秒以内とする。
- (22) 監督が1試合に2回投手のもとへ行った後、3回目に行けばその時の投手は自動的に交代する。ただし、交代した投手は他のポジションにつくことができる。延長回に入った場合、監督はそれ以前の回数に関係なく2イニングスに1回、投手のもとへ行くことができる。
- (23) 2人以上の野手が投手のもとへ行ける回数を3回までとする。投手交代の際、監督と共に野手がマウンドに集まることは、回数として数えない。延長回に入った場合、野手はそれ以前の回数に関係なく1イニング1回投手のもとへ行くことができる。
- (24) 攻撃側の監督が打者又は走者に指示を与える回数を、1試合(7イニングス)に3回までとする。時間は審判がタイムを宣告後30秒以内とする。延長回に入った場合、攻撃側の監督はそれ以前の回数に関係なく2イニングスに1回、打者又は走者に指示を与えることができる。
- (25) 相手チームのタイム中に打者、走者に指示を与えることができるが、プレイの再開を遅らせた場合は、攻撃側監督のタイム1回と数えられる。

注1. 監督が投手のもとへ行ったかどうかの判断は、ファールラインを越えたか否かを基準とする。

注2. 野手が投手のもとへ行ったかどうかの判断は、各塁を結ぶ線と投手板の中間点を越えたか否かを基準とする。

(マナーアップ、スピードアップ)

(26) マナーアップ、スピードアップについて

① 試合中のマナーアップを図るため、以下の点を順守すること。

- ア. 塁上の走者やベースコーチが守備側のサインを盗み打者に知らせることは禁止する。
- イ. 得点した時、選手のリーダーが音頭を取り、声を揃えて手拍子する行為は自粛する。
- ウ. 本塁打を打った選手をベンチから出ての出迎えは禁止する。
- エ. 捕手が投球を受ける際、ストライクに見せる意図でミットを動かすことを禁止する。
- オ. 捕手が投球を受ける際、極端にキャッチャースボックスから出て構えることは慎む。
- カ. 勝敗が決定したとき等に、必要以上に大騒ぎをすることを慎む。

② 試合中のスピードアップを図るため以下の点を順守すること。

監督の行動

- ア. 監督のマウンドへの行き帰りは、小走りでスピーディーな行動をとる。
- イ. 複雑なサインによる時間のロスをなくし、速やかにサインを出す。
- ウ. 選手交代時はできるだけ交代選手を事前に準備させ明確にかつ簡潔に球審に告げる。
- エ. 攻守交替(攻撃)の時、ベンチ前ミーティングは短くし、速やかに選手をベンチに入れる。

選手の行動

- ア. バッテリーのサイン交換は速やかに行う。
- イ. 投球のインターバルは長くせず短縮を心がける。
- ウ. 捕手の防具装着は控え選手が手伝い速やかに守備につく。
- エ. 投球がワンバウンドした時、不必要に毎回球審にボール交換を要求しない。
- オ. スパイクシューズのひもの結び直しでタイムを取らないように事前に確認する。
- カ. タイムでマウンドに集まった後、駆け足で守備位置に戻る。
- キ. 準備投球は1分を越えない。
- ク. 投手は不必要に時間をかけず、テンポ良く投球する。

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会 総務部会細則

(名称)

第1条 この部会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）総務部会（以下「本部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この細則は、本協会規定第41条の施行に必要な事項を定める。

(部会の意義)

第3条 本部会は、本協会規定第3条（目的）及び第4条（事業）達成に向けて、主として事業普及の具体的施策の立案、推進にあたる機関とする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的達成のため具体的事業として次のことを行う。

- (1) 事業計画の立案及び本協会全体の基本的な事業活動方針の立案や組織強化活動の推進。
- (2) ホームページ、広報誌及びメディア等を活用しPR活動の強化。
- (3) 国際大会への参加及び海外関連団体との交流。
- (4) 規定、細則の見直し及びコンプライアンスに関すること。
- (5) 選手の健康管理の推進並びに大会中保護者への依頼事項を含めた厚生に関すること。
- (6) その他、他の部会に属さない事項で目的達成に必要なもの。

(組織)

第5条 本部会は、本協会常務会のもとに加盟各連盟関係役員を以って組織する。

(役員及び選出)

第6条 本部会運営のため次の委員を置く。

部会長	1名	本協会常務会の議を経て理事長が委嘱する。
副部会長	1名	部会長が推薦し理事長が委嘱する。
部員	若干名	各連盟が推薦し理事長が委嘱する。

(職務)

第7条 部会長は、部会を統括し会務を掌り、必要に応じ各事業項目毎に委員会を組織または担当者を指名し、検討、提案を行わせる。又、部会長は本協会理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を兼ねるものとする。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 部員は、本部会の企画、運営及び目的を達成する為に必要な会務を執行する。

(任期)

第8条 部員の任期は、2年間とする。ただし、再任を防げない。

2. 部員は、任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行う。

(資格喪失)

第9条 部員は、次の事項に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 自ら脱退の意志を表明したとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、または趣旨、目的に反する行為を行ったとき。

(部会)

第10条 本部会は、必要に応じ理事長の承認を得て部会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 第4条（事業）達成のための事項。
 - (2) 本協会常務会からの諮問事項。
 - (3) 本細則の改廃に関する事項。
 - (4) その他本部会に係る事項。
2. 会議の議長は、部会長がこれにあたる。

(報告、執行)

第11条 本部会で協議した事項については、常務会に報告し、理事長の承認を得て執行にあたるものとする。

附 則

この細則は、平成9年2月8日から施行とする。

改正 平成13年5月12日

〃 平成24年10月1日

〃 平成24年6月1日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会 競技、審判部会細則

(名称)

第1条 この部会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）競技、審判部会（以下「本部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この細則は、本協会規定第41条の施行に必要な事項を定める。

(部会の意義)

第3条 本部会は、本協会規定第3条（目的）及び第4条（事業）達成に向けて、主として指導技術向上の施策の立案、推進、野球規則の普及及び審判技術向上の具体的施策の立案、推進にあたる機関とする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的達成のため具体的事業として次のことを行う。

- (1) 本協会が主催する各大会の開催内容の充実を図ることを目的とし、調査、立案、運営を行う。
- (2) 大会規定、同細則やその他の課題について、本協会各連盟相互の情報交換を行い、検討を進め内容の共有化を図る。
- (3) メーカーとの連携を図り、安全かつ適正な用具使用の推進。
- (4) 関係機関と連携を図り指導技術及び審判技術の向上と共有化の推進。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(組織)

第5条 本部会は、本協会常務会のもとに加盟各連盟関係役員を以って組織する。

(役員及び選出)

第6条 本部会運営のため、次の役員を置く。

部会長	1名	本協会常務会の議を経て理事長が委嘱する。
副部会長	2名	部会長が推薦し理事長が委嘱する。
部員	若干名	各連盟が推薦し理事長が委嘱する。

(職務)

第7条 部会長は、部会を統括し会務を掌り、必要に応じ各事業項目毎に委員会を組織または担当者を指名し、検討、提案を行わせる。又部会長は、本協会理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を兼ねるものとする。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 部員は、本部会の企画、運営及び目的を達成する為に必要な会務を執行する。

(任期)

第8条 部員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 部員の任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行う。

(資格喪失)

第9条 部員は、次の事項に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 自ら脱退の意志を表明したとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、または趣旨や目的に反する行為を行ったとき。

(部会)

第10条 部会は、必要に応じ理事長の承認を得て部会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 第4条(事業)達成のための事項。
- (2) 本協会常務会からの諮問事項
- (3) 本細則の改廃に関する事項。
- (4) その他本部会に係る事項。

2. 会議の議長は、部会長がこれにあたる。

(報告及び執行)

第11条 本部会で協議した事項については、常務会に報告し、理事長の承認を得て執行にあたるものとする。

附 則

この細則は、平成9年2月8日から施行する。

この細則の施行により、昭和56年4月27日制定の審判部規定は廃止する。

改正 平成13年5月12日

” 平成24年10月1日

” 平成25年6月1日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会 財務、渉外部会細則

(名称)

第 1 条 この部会は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）財務、渉外部会(以下「本部会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 この細則は、本協会規定第 41 条の施行に必要な事項を定める。

(部会の意義)

第 3 条 本部会は、本協会規定第 3 条（目的）及び第 4 条（事業）達成に向けて、主として財務及び渉外活動の具体的施策の立案と推進にあたる機関とする。

(事業)

第 4 条 本部会は、前条の目的達成のため具体的事業として次のことを行う。

- (1) 本協会の収支予算案及び決算報告書等の作成。
- (2) 協賛企業の新規開拓と各協賛企業との連携の推進。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

(組織)

第 5 条 本部会は、本協会常務会のもとに加盟各連盟関係役員を以って組織する。

(役員及び選出)

第 6 条 本部会運営のため次の委員を置く。

部会長	1 名	本協会常務会の議を経て理事長が委嘱する。
副部会長	1 名	部会長が推薦し理事長が委嘱する。
部 員	若干名	各連盟が推薦し理事長が委嘱する。

(職務)

第 7 条 部会長は、部会を統括し会務を掌り、必要に応じ各事業項目毎に委員会を組織または担当者を指名し、検討、提案を行わせる。又部会長は、本協会理事長、副理事長、専務理事又は常務理事を兼ねるものとする。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 部員は、部会の企画運営及び目的を達成する為に必要な会務を執行する。

(任期)

第 8 条 部員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を防げない。

2. 部員は、任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行う。

(資格喪失)

第 9 条 部員は、次の事項に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 自ら脱退の意志を表明したとき。

(2) 本協会の名誉を毀損し、または趣旨、目的に反する行為を行ったとき。

(部会)

第 10 条 部会は、必要に応じ理事長の承認を得て部会長が招集し、次の事項を協議する。

- (1) 第 4 条（事業）達成のための事項。
- (2) 本協会常務会からの諮問事項。
- (3) 本細則の改廃に関する事項。
- (4) その他本部会に係る事項。

2. 会議の議長は、部会長がこれにあたる。

(報告及び執行)

第 11 条 本部会で協議した事項については、常務会に報告し、規定で定めた承認を得て執行にあたるものとする。

附 則

この細則は、平成 9 年 2 月 8 日から施行とする。

改正 平成 13 年 5 月 12 日

〃 平成 24 年 10 月 1 日

〃 平成 25 年 6 月 1 日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会 慶弔規定

(目的)

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）加盟の選手及び本協会の規定に定める役員、評議員（以下「役員等」という。）の慶弔に関することを定める。

(弔慰)

第2条 本協会加盟の選手及び役員等が死亡した場合は、次の弔慰金を贈る。

- (1) 本協会加盟の選手が、本協会主催の大会において死亡した場合は、弔慰金として、10,000 円を贈る。
- (2) 本協会の役員等が死亡した場合は、弔慰金として 20,000 円を贈る。
- (3) 本協会の役員等の配偶者が死亡した場合は、弔慰金として 10,000 円を贈る。
- (4) 本協会加盟の選手及び役員等の死亡に関しては、弔電を打つ。
- (5) その他、ここに定め無き事項については、役員等の意見を問いた上で理事長がこれを決定する。

(見舞金)

第3条 本協会加盟の選手及び役員等が傷病により入院した場合は、次の見舞金を贈る。

- (1) 本協会加盟の選手が、本協会主催の大会において負傷し、1ヶ月以上入院した場合は、見舞金として、5,000 円を贈る。
- (2) 本協会の役員等が病気または負傷により、1ヶ月以上入院をした場合は、見舞金として 10,000 円を贈る。

(感謝状)

第4条 本協会の理事長、副理事長、専務理事、常務理事、監事及び顧問がその任を終え職を辞した場合は、記念品を添え感謝状を贈る。

(表彰状)

第5条 本協会の役員等が、永年勤続（満 10 年以上）で本協会の発展に真献し、多大の功績がある場合には、節目に当たる本協会創立記念日に、記念品を添え表彰状を贈る。

(優秀選手賞及び功労賞)

第6条 本協会加盟の選手で、他の選手の模範となる功績がある者若干名に対し、所属する各連盟を修了するとき、優秀選手賞もしくは功労賞を贈る。

(海外遠征の援助)

第7条 本協会を代表し海外遠征する日本代表チームに対し、遠征に係わる経費について援助することが出来る。

(その他)

第8条 その他特に必要と認める場合、理事長がこれを決定する。

附 則

本規定は、平成 9 年 2 月 8 日制定し施行する。

改正 平成 13 年 5 月 12 日

〃 平成 24 年 10 月 1 日

〃 平成 25 年 6 月 1 日

一般財団法人 **日本リトルシニア中学硬式野球協会**
連盟 登録申請書

チーム名 _____

チーム所在地 〒 _____

TEL _____

会長氏名 _____ 住所 〒 _____

生年月日 _____ 職業 _____ TEL _____

主たる活動地域 _____ 選手数 _____

	フリガナ 氏名	生年月日	職 業	〒	住 所	電 話
副 会 長						
事 務 局 長						
総 監 督						
監 督 30						
コ ー チ 40						
コ ー チ 50						
コ ー チ 60						
コ ー チ 70						
コ ー チ						
コ ー チ						
コ ー チ						
コ ー チ						
審 判 長						
審 判						
審 判						
審 判						

上記の通り登録申請します。

平成 年 月 日

チーム名

リトルシニア野球協会

会長

Ⓜ

連盟照査 日本リトルシニア中学硬式野球協会

連盟 Ⓜ

受 付 平成 年 月 日

承 認 平成 年 月 日

一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式野球協会
年度 選手登録書

チ ャ ム 名	会 長 名 ⑩
監 督 名 (30)	コ ー チ 名 (60)
コ ー チ 名 (40)	コ ー チ 名 (70)
コ ー チ 名 (50)	ス コ ア ラ ー 名
連 絡 者 氏 名	住 所 〒
	電 話

背番号	氏 名	生年月日	年令	住 所	学 校 名	学 年	照 合
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

一般財団法人 **日本リトルシニア中学硬式野球協会** No. No.
年度 追加選手登録書

チーム名 _____

会長名 _____

⑩

連絡先 氏名 _____

住所 〒 _____

電話 _____

No.	氏 名	生年月日	年令	住 所	学 校 名	学年	照合
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会
第 回 大会選手登録書



チ ャ ム 名	会 長 名	
監 督 名 (30)	コ ー チ 名 (60)	
コ ー チ 名 (40)	コ ー チ 名 (70)	
コ ー チ 名 (50)	ス コ ア ラ ー 名	
連絡者 氏名	住所 〒	電話

背番号	氏 名	生年月日	年齢	住 所	学 校 名	学年	照合
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							



一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

理事長 林 清一 様



連 盟 _____
 チーム _____
 会 長 _____ 印

指導者変更願い

下記のとおり、第 回 大会の指導者を変更したいので、お届けします。

登録抹消指導者

背番号	氏 名	住 所	理 由

新登録指導者

背番号	氏 名	住 所	理 由

該当欄全てに記入して下さい。



一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

理事長 林 清一 様

承認印

連 盟
 チーム
 会 長 印

登録選手変更願い

下記のとおり、第 回 大会の登録選手を変更したいので、お届けします。

登録抹消選手

背番号	氏 名	学校名	学年	理 由

新登録選手

背番号	氏 名	学校名	学年	住 所

平成 年 月 日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
理事長 林 清 一 様

連盟

理事長

印

第 回日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会出場チーム

第 回日本リトルシニア中学硬式野球日本選手権大会の出場チームを、下記の通り報告致します。

記

順位	チ ャ ム 名	理 由 ・ 寸 評
補欠		

平成 年 月 日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
理事長 林 清 一 様

連盟

理事長

印

第 回日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会
出場チーム推薦書

第 回日本リトルシニア中学硬式全国選抜野球大会の出場チームを、下記の通り推薦致します。

記

推薦 順位	チ ャ ム 名	推 薦 理 由 ・ 寸 評
補欠 推薦		

平成 年 月 日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
理事長 林 清 一 様

連盟

理事長

⑨

第 回林和男旗杯国際大会兼____連盟創立記念全国選抜野球大会
出場チーム推薦書

第 回林和男旗杯国際大会兼____連盟創立記念全国選抜野球大会の出場チームを、
下記の通り推薦致します。

記

推薦 順位	チ ャ ム 名	推 薦 理 由 ・ 寸 評
補欠 推薦		

海外遠征、国際親善試合、他団体との試合等の許可申請及び報告

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）に加盟する各連盟所属チームにおいて、単独で海外遠征、国際親善試合、或いは他団体のチームを含む大会を行う場合は、別途定める書式に従い、本協会に許可申請を行わなければならない。

許可を受けた当該行為が終了した場合には、別途定める書式に従い、本協会に報告しなければならない。
また、他団体との交流戦を行う場合は、当分の間事後その旨を各連盟に報告するものとする。

平成 年 月 日

一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

理事長 林 清 一 様

所 属 連盟
所属チーム
会 長

海外遠征

国際親善試合 許可申請書

他団体との試合

この度、下記により を企画しましたので、ご許可戴きたくお願いいたします。

記

1. 目 的
2. 遠 征 先
相手チーム
所属団体
3. 期 間
4. 選 手 名 別紙一覧表
5. 引率責任者
6. 日 程 表 別紙日程表
7. 経 費
8. 旅行斡旋業者
紹 介 者
住 所
9. 緊急時の連絡
10. そ の 他

平成 年 月 日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
理事長 林 清 一 様

所属 連盟
所属チーム
会 長

海外遠征
国際親善試合 報 告 書
他団体との試合

この度、許可戴いた 野球試合を終了したので、ご報告いたします。

記

1. 遠 征 先
相手チーム
所属団体
2. 期 間
3. 選 手 名 (変更無い場合は変更無しと記載)
4. 引率責任者
5. 日 程 表 (同 上)
6. 経 費
7. 旅行斡旋業者
紹介者
住 所
8. 事故の有無
9. 実施後の所感
10. そ の 他

選手不足による大会参加の特別措置について

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）に加盟するチームで、選手数が10名に満たないチームの大会参加について、特別措置を以下に定める。

- (1) 選手数不足チームによる2チーム以上合併した「合併チーム」での大会参加
 - ア 原則として選手数が8人以下であるチームは、2チーム以上合併したチームでの予選を含む各連盟大会及び全国大会参加を認める。
 - イ 合併チームは、同一支部又は同一ブロック内の加盟チーム同士に限定し、週1回程度の合同練習ができることが望ましい。
 - ウ 合併チームを編成する際には、選手数不足チームと合併する他チームの選手数の合計が、25名以内を原則とする。

- (2) 選手数不足チームが近隣チームから選手を借りた、「他チーム選手応援チーム」の大会参加
 - ア 合併する適当な相手チームが無いなどの理由で、(1)の合併チームが組めない選手数不足チームは、近隣チーム（同一支部又は同一ブロック内）の協力を得て選手を借り入れた「他チーム選手応援チーム」での大会参加を認める。
ただし、母体となる選手数不足チームの選手数は、最低4名が在籍しているものとし、他チームからの選手を借り入れた後の当該チームの選手数は10名を超えないこととする。

※例 選手数不足チームの在籍選手数 4名の場合 → 最大6名を借入可能
5名の場合 → 最大5名の借入可能
6名の場合 → 最大4名の借入可能
7名の場合 → 最大3名の借入可能
8名の場合 → 最大2名の借入可能
9名の場合 → 最大1名の借入可能
 - イ 上記アで選手を貸し出すチームは、選手本人の意思と自主性を尊重し、保護者の同意を得ること。

- (3) 上記(1)(2)で認めたチーム（以下「合同チーム」という。）の大会参加申し込みと責任者
 - ア 合同チームの組織は、当該大会（予選を含む各連盟大会及び全国大会）ごとに、所定の用紙に必要事項を記入し、所属連盟に届け出て承認を得ること。
 - イ 大会参加申し込みは、合同チームを構成するチーム会長の承認印を必要とする。
 - ウ ベンチ入りする監督、コーチ、スコアラーは、合同チームを構成する会長の協議により選任し、所属連盟に登録する。
また、試合当日は、合同チームを構成するチームの引率責任者が自身の選手を引率するものとし、ベンチ入りできないチーム役員も観戦し、常に待機すること。
 - エ 大会参加の名称は、合同チームを構成するチームで協議し、連名、又は頭文字を組み合わせたものなどいづれでもよい。
 - オ 合同チームで全国大会等へ出場する場合、予選を含む各連盟大会で登録した役員、選手で出場すること。

- (4) ユニホームなどの用具等について
次の用具については、特に合同チーム内では統一する必要はない。
帽子、ユニホーム上下、アンダーシャツ、ストッキング、スパイク、ウインドブレーカー、ヘルメット

- (5) その他の問題
合同チームに関して、上記以外で生じる問題については、当該ブロック又は支部、当該連盟、本協会がその都度協議し判断する。

一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式野球協会
第 回 大会選手登録書



合同チーム名	代表会長名	⑩
監督名(30)	コーチ名(60)	
コーチ名(40)	コーチ名(70)	
コーチ名(50)	スコアラー名	
連絡者 氏名	住所 〒	電話

背番号	氏名	生年月日	年齢	住所	学校名	学年	所属チーム名	照合
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

参加チーム名・会長名
 チーム名

⑩
 ⑩
 ⑩

協会章取扱要綱

制定 平成 24 年 11 月 1 日

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下本協会という）規定第4条で定める事業遂行の業務上発生する一切の記録に使用する協会章の取扱いについて規定する。

(規 格)

第2条 協会章の規格は、次のとおりとする。

(1) 形状

グリッドスケール（割出し図）

協会章を印刷等によって再現する際には正確さを求められる。大きなサイズに拡大して使用する際には、このグリッドスケールを使用すること。

■協会章



(2) ワッペン仕様

生地：ニューポリエステルエンブロン 白

糸：パールヨット印 刺繍色（色番）

(対 象)

第3条 協会章を文書、その他等に使用する場合は、前条の定めによるものとする。

(付 則)

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から実施する。

協会旗、連盟旗、チーム旗取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会規定第4条で定める事業遂行の業務上使用する協会旗、連盟旗、チーム旗について規定する。

(規格)

第2条 協会旗、連盟旗、チーム旗の規格は、次のとおりとする。

(1) 形状

協会旗 H:1,460 W:2,150



連盟旗 H:1,460 W:2,150



チーム旗 H:1,100 W:1,500



(2) 色

協会旗

白地に、協会章取扱要綱に定める協会章を使用する。

連盟旗

各連盟の色は、次のとおりとする。 (日本塗料工業会発行 DNT COLOR CHART)

	DIC カラーガイド	マンセル値
北海道連盟	E42-30M	2.5G3/4
東北連盟	E22-80X	2.5Y8/14
信越連盟	E07-30L	7.5R3/6
関東連盟	E42-50L	2.5G5/6
東海連盟	E65-70L	5B7/6
関西連盟	E77-20L	7.5PB2/6
九州連盟	E12-60X	2.5YR6/14

チーム旗

各連盟の色を使用し、文字は、白抜きとする。

(3) 旗棒・旗頭は、協会旗、連盟旗、チーム旗とも次のとおりとする。

旗棒は、アルミ製伸縮ポール長さ2mとする。

旗頭は、金色扁平球とする。

(対象)

第3条 協会旗、連盟旗、チーム旗を作成する場合は、本要綱の定めによるものとする。

(付則)

この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

